

保 福 介 発 第 8 6 号

平成 1 7 年 5 月 2 7 日

各 指定居宅介護支援事業者 様
各 指定訪問介護事業者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課

訪問介護サービスの通院・外出介助について

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ひとかたならぬご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 1 5 年 4 月の介護報酬改定において訪問介護費の報酬区分として新たに「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合（以下「通院等乗降介助）」が設定されましたが、この取扱いについて一部の指定居宅介護支援事業者及び指定訪問介護事業者において誤解が生じている例が見受けられます。

また、訪問介護サービスのうち、特に通院・外出介助のサービスについては、保険給付の適否を含めて頻繁にお問い合わせをいただいているところであります。

つきましては、厚生労働省から出されております「介護報酬に係る Q & A」及び埼玉県北足立福祉保健総合センターから出されている「指定居宅サービス等の事業の人員、設備運営に関する基準の遵守について」を参考にさせていただくとともに、その他頻繁にお問い合わせいただいている内容について、改めて整理をいたしましたのでお知らせいたします。

居宅サービス計画の作成、訪問介護計画の作成にあたりましては、整理内容を十分ご理解いただきまして、介護報酬の返還等が生じないようご留意願います。

なお、この通知につきましては、平成 1 8 年度に予定されている介護報酬改定案の内容を踏まえておりません。介護報酬改定の内容によっては変更等が生ずることが考えられますので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

問い合わせ先

保健福祉局福祉部介護保険課

電話 048-829-1264

西区役所高齢介護課

電話 048-620-2668

見沼区役所高齢介護課

電話 048-681-6068

浦和区役所高齢介護課

電話 048-829-6153

岩槻区役所高齢介護課

電話 048-790-0169

北区役所高齢介護課

電話 048-669-6068

中央区役所高齢介護課

電話 048-840-6068

南区役所高齢介護課

電話 048-844-7178

大宮区役所高齢介護課

電話 048-646-3068

桜区役所高齢介護課

電話 048-856-6178

緑区役所高齢介護課

電話 048-712-1178

Q 1 「通院等乗降介助」を運営規定で定めず、かつ、都道府県に運営規定の変更届を未提出のまま、指定訪問介護事業者の車を利用して「通院等乗降介助」を実施した場合は、身体介護中心型で算定することができますか？

指定訪問介護事業者の車を利用して「通院等乗降介助」の所定単位数を算定できるのは、運営規定の「変更届出書」及び「介護給付費に係わる体制等に関する届出書」を都道府県（さいたま市内の事業者につきましては、さいたま市）に提出し、「通院等乗降介助」の実施が認められた指定訪問介護事業者となります。

「通院等乗降介助」の実施が認められていない指定訪問介護事業者が、「通院等乗降介助」と実質的に同じサービスを実施し、身体介護中心型の所定単位数を算定した場合は不正受給となり、事業者の指定の取り消しもありえます。

Q 2 車両を運転する運転手（運転手が訪問介護員である場合も含む）とは別に訪問介護員が同乗する場合は「身体介護中心型」で算定することができますか？

居宅内における外出の為の準備行為を含む一連の介助を行い、かつ、ケアプランにおいて必要である理由が明確に位置付けられている場合に算定が可能です。

必要である理由が明確に位置付けられていない場合及び同乗する訪問介護員が移送中に介助を全く行わない場合については、通院等乗降介助と実質的には同じサービスであるため「身体介護中心型」の算定はできません。

Q 3 「通院等乗降介助」は退院等に伴う介助についても算定の対象となりますか？

入退院等（施設の入退所も含む。）に伴う介助につきましては、基本的には家族等が対応すべきものです。困難な時には、生活支援事業やボランティアを活用出来る場合も有りますので、検討してください。

Q 4 「通院等乗降介助」において利用者宅から医療機関へ向かう（あるいは、医療機関から利用者宅へ帰る）途中で食料品等買物の介助で利用者に付き添う場合に算定ができますか？

通院等乗降介助は、居宅から目的地までの乗降介助を行った場合に算定が可能です。このため、医療機関から医療機関への移送に伴う介助につきましては、厚生労働省から出されております「介護報酬に係るQ&A」のQ22で算定不可と示されており、設問のケースも同様に「医療機関から食料品等売場（あるいは食料品等売場から医療機関）」の移送に伴う介助につきましては算定の対象外となります。

Q 5 「通院等乗降介助」を実施した場合に、利用者から運賃（移送料）を受領できますか？

訪問介護員が指定訪問介護事業者の車等を利用して「通院等乗降介助」等を実施する場合に、移送に係る経費（ガソリン代等）の実費相当分について、利用者から支払

いを受けることは適切ではありません。ただし、訪問介護事業の指定を受けているタクシー業者が、利用者に対して運賃を請求することは適切です。

なお、利用者が支払うべき交通機関の料金を指定訪問介護事業者が肩代わりしたり、介護サービス費で補う等の行為については、居宅サービス運営基準第20条の観点から適切ではありません。

Q 6 通院・外出介助のサービス行為の区分を教えてください。

通院・外出介助において、一義的には「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」で示されているとおりですが、「利用者宅→外出先→利用者宅」を一連の行為とした場合に、医療機関等において介助を要しない時間が長時間になるなど「利用者宅→医療機関→利用者宅」が一連の行為であると判断し難い状況も想定できます。その場合については、利用者、家族に説明及び同意を得た上で、例外的に「利用者宅→医療機関（受診等の手続き）」と「医療機関（薬の受取等）→利用者宅」とに分けて、それぞれのサービス行為を区分することは差し支えありません。

ただし、所定単位数の算定については、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して一回の訪問介護として算定してください。

Q 7 医療機関（病院）内における介助は算定対象となりますか？

訪問介護は居宅でのサービスを前提にしており、例外的に通院等の介助が認められています。したがって、病院内のみの介助は認められておりませんので、病院内の移動及び健康チェック等の介助については、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものです。

ただし、利用者の身体状態によっては、居宅内における通院の為の準備行為を含む一連の介助を行い、かつ、ケアプランにおいて院内介助が必要である理由及び医療機関と事前調整し医療機関では対応できない理由（スタッフ不足を理由としない。）と、院内介助を行う範囲等が明確に位置づけられている場合に限り、受付から診察室前等への移動や院内での排泄介助等も算定の対象としても差し支えありません。ただしこの場合においても、単なる待ち時間及び診察室内等での介助等は算定対象外となりますので、それぞれの訪問介護の所要時間を外出に直接関係する身体介護時間と合計し、一回の訪問介護として算定してください。

なお、「通院等乗降介助」につきましては、通院等のための外出に直接関係する身体介護の一連のサービス行為を包括評価しているため、待ち時間の長さや待ち時間中の介助の内容に関わらず「通院等乗降介助」を算定することになり、別に「身体介護中心型」の算定はできません。

Q 8 診察待ち及び受診中の待ち時間は算定対象となりますか？

自立生活支援のための見守りの援助を行わない単なる見守りや声かけ、待ち時間は算定の対象外となります。

あらかじめ医療機関等において、介助を要しない時間が長時間になることが想定できる場合においては、「薬を病院等に取りに行く場合は生活援助中心型で算定が可能であること」と同様に、受診等の手続きを生活援助中心型で行うことも可能です。

また、朝に訪問介護員が受診等の手続きを行い、昼に通院介助、後で訪問介護員が薬を受取る行為については、利用者、家族に説明及び同意を得た上で通院介助の一連の行為とみなし算定することも可能です。（このような取扱いは通院介助に限る。）

なお、受診手続きの際に医療機関等へ受診が可能となるおおよその時間を伺うなどして、極力利用者の待ち時間が少なくなるような効率的なサービスの提供が行われるように、利用者の立場に立って工夫することが必要です。

Q 9 診察室や透析室における介助は算定対象となりますか？

診察室、透析室、処置室等医療行為が行われる場所、また、その準備に必要な場所での介助は医療機関のスタッフにより対応されるべきものですので、算定の対象外となります。（診療時間中、透析時間中の介助はいかなる場合であっても算定の対象外となります。）